

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第三十六号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和三十二年佐賀県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の県立の特別支援学校の項及び市町立中学校及び市町立小学校の項中「一・五」を「一・二五」に改める。

別表第二のイの表中「8,500円」を「8,400円」に、「11,200円」を「11,100円」に改め、別表第二の口の表中「11,600円」を「11,500円」に改め、別表第二のハの表中「9,700円」を「9,600円」に、「11,300円」を「11,200円」に改め、別表第二のニの表中「10,400円」を「10,300円」に改め、別表第二のホの表中「12,200円」を「12,100円」に、「13,200円」を「13,100円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、平成二十三年一月一日から施行する。